

通勤費控除の削減について（ドイツ）

ドイツ政府当局は、国家財政再建のため 2007 年 1 月 1 日より税制改正法を施行し、付加価値税 (VAT) が現行の 16% から 19% に値上げされる。また、同日付で通勤費控除についても一部改正 (所得税法第 9 条第 2 項) され、自転車通勤者にとっては控除が無くなるに等しい内容となる。

通勤費用に係る所得控除は、当初自動車通勤を優遇するものであったが、1998 年以降は自動車、公共交通機関、自転車及び歩行等の通勤手段を問わず、通勤距離に応じて控除を受けられるようになった。更に 2004 年の改正により、通勤手段を問わず通勤距離に応じて片道距離 1 km 当たり 0.30 ユーロの控除に減額となった。なお、平均勤務日数は、週 5 日勤務の場合年間 230 日として認めており、以下の計算式で控除額が算出できる。

(例：片道通勤距離 14 km の場合、 $14 \text{ km} \times 0.30 \text{ ユーロ} \times 230 \text{ 日} = 966 \text{ ユーロ}$ の控除可能)

しかし 2007 年改正では、通勤距離が片道 20 km までの場合は控除を認めず、片道通勤距離 21 km から (20 km を超えた分だけに) 控除を認めることとなった。また、公共交通機関利用者で特に近距離の通勤者の場合、片道 1 km 当たり 0.30 ユーロで計算するより、実際の運賃の方が高くなるケースがあり、従来はその高い運賃の額まで控除が認められていたが、この特例措置も撤廃される。控除の最高金額は従来の 4,500 ユーロで変更はない。

ドイツ自転車利用推進 10 年計画「自転車に乗ろう」(2002~2012 年) では、交通機関として自転車の利用拡大を目指し、自転車利用者に対して自動車や公共交通機関等の利用者と同様の通勤費控除導入が掲げられた。自転車も控除対象の交通手段に加えられたが、2004 年改正で控除額が減り、更に今回の改正で対象となる通勤距離が 21 km と見直しされたため、多くの自転車通勤者は実質的に対象外となった。同計画では自転車利用状況の中間報告を 2005 年に実施予定であったが大幅に遅れている。自転車利用拡大計画について、どのような影響や変化が生じているのか大変興味深くその報告が待たれる。

以 上

(デュッセルドルフ事務所)